○農林水産省告示第千三百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県美馬郡つるぎ町貞光字家賀道下一六三、一六四、一六五の一、一六五の二、一九一、一九二、七一九、字木屋六六の一、六七、六八、字平野一三一、一三二の一、一三二の二、一八二、三六七、三六八、字長木四〇の一、八四の二、八五の二、字長木影三五の二、三六、三七、四一、四九、五〇、一二六、一二六の二、一四八の二、一四八の三、一六四、一六五、一七四、二九二、字長瀬二四九、二五〇、八九五、字広谷影七六の二、八一、八二、三二五、三三六、三三一、三三二の一、三三二の二、三三四、三三七

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及びつるぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県美馬郡つるぎ町貞光字横野四二の二、四二五、一宇字出羽四三三五の二、四三三六、四三三七、四三三八の一、四三三八の二、四三三九、四三八四の二、四三八六の二、四三八六の三、四三八九の二の二、四四三一の二、四四三二の二、四四三三の二、四四三四の二、四四三六の二、四四三七の二、五〇四一、五〇四二、字漆日浦三九六九の二、三九七六の二、三九七九の三、三九八〇の二、三九九九の二、四〇〇一の三、四〇一八の二、四〇二二の二、四〇二三の二、四〇三六の二、四〇五一の二、四〇六〇の二、四〇六六の三から四〇六六の五まで、四〇七八、四〇八六の二、四〇八八の二、四〇八八の三、四〇九一の四、四一〇一の二、四一三八の二から四一三八の四まで、四二〇七の二、四二〇八の二、四二一五の二、五一〇八から五一一二まで、五一一四の二の二、五一一六の一、五一六一の二、五一六二から五一六四まで、字大野四七二、四八四、四八五の一、四八五の二、四八六、四八七、四九三の一、四九三の二、字河内五七三の一から五七三の三まで、五七四、五七四の二、五七五から五七七まで、五七七の二、字桑平六〇三七の一、六〇三八、六〇四〇の一、六〇四一の一、六〇四二の一、六〇四五の一、六〇四六の一、六〇四七の一、六〇五二の一（次の図に示す部分に限る。）、字廣澤一八三二、一九九四、一九九四の二、二〇一一の三、二〇一五の二、二〇一七、二〇一八、二〇一八の二、二〇一八の三、二〇一九、二〇二一の一、二〇二一の三、二〇五八、二〇五八の三、二〇五八の四、二〇五九、二〇五九の二、二〇六〇、二〇六〇の二、二〇六一、二〇六一の二から二〇六一の四まで、六三七四の一の一から六三七四の一の三まで、六三七五、六三七六、六三七九の一、六三八〇から六三八二まで、六三八三の一、六三八四、六三八五、六三八七、六四〇一の一、六四〇二、六四〇三

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字横野四二の二、四二五（次の図に示す部分に限る。）、字出羽四三三五の二、四三三六、四三三七、四三三八の一、四三三八の二、四三三九、四三八四の二、四三八六の二、四三八六の三、四三八九の二の二、四四三一の二、四四三二の二、四四三三、四四三三の二、四四三四の二、四四三六の二、四四三七の二、五〇四一、五〇四二、字漆日浦三九六九の二、三九七六の二、三九七九の三、三九八〇の二、三九九九の二、四〇〇一の三、四〇一八の二、四〇二二の二、四〇二三の二、四〇三六の二、四〇五一の二、四〇六〇の二、四〇六六の三から四〇六六の五まで、四〇七八、四〇八六の二、四〇八八の二、四〇八八の三、四〇九一の四、四一〇一の二、四一三八の二から四一三八の四まで、四二〇七の二、四二〇八の二、四二一五の二、五一〇八から五一一二まで、五一一四の二の二、五一一六の一、五一六一の二、五一六二から五一六四まで、字大野四七二、四八四、四八五の一、四八五の二、四八六、四八七、四九三の一、四九三の二、字河内五七三の一から五七三の三まで、五七四、五七四の二、五七五から五七七まで、五七七の二、字桑平六〇三七の一・六〇三八・六〇四〇の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、六〇四一の一、六〇四二の一、六〇四五の一、六〇四六の一、六〇四七の一、字廣澤一八三二、一九九四、一九九四の二、二〇一一の三、二〇一五の二、二〇一七、二〇一八、二〇一八の二、二〇一八の三、二〇一九、二〇二一の一、二〇二一の三、二〇五八、二〇五八の三、二〇五八の四、二〇五九、二〇五九の二、二〇六〇、二〇六〇の二、二〇六一、二〇六一の二から二〇六一の四まで、六三七四の一の一から六三七四の一の三まで、六三七五、六三七六、六三七九の一、六三八〇から六三八二まで、六三八三の一、六三八四、六三八五、六三八七、六四〇一の一、六四〇二、六四〇三

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及びつるぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県名西郡神山町下分字横倉一三、一六から一九まで、字渡内一一の一、一二七の一の二、一二八の二、一二九の二、一三一、一三三、一三五から一三七まで、一三八の一、字矢ノ内三、二六、二八の二、二九

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字渡内一一の一、一二七の一の二、一二八の二、一二九の二、一三一、一三三、一三五から一三七まで、一三八の一（次の図に示す部分に限る。）、字矢ノ内二六、二八の二、二九

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び神山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月十八日

農林水産大臣　林　芳正